

政令番号29 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和3年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	合計
1	北海道								
2	青森県							2.0E+0	2.0
3	岩手県							6.0E+0	6.0
4	宮城県							8.0E+0	8.0
5	秋田県							2.0E+0	2.0
6	山形県							4.2E+1	42.0
7	福島県							2.6E+1	26.0
8	茨城県							1.6E+1	16.0
9	栃木県							8.0E+0	8.0
10	群馬県							1.8E+1	18.0
11	埼玉県							4.0E+0	4.0
12	千葉県							4.0E+0	4.0
13	東京都								
14	神奈川県							4.0E+0	4.0
15	新潟県							1.0E+1	10.0
16	富山県								
17	石川県							2.0E+0	2.0
18	福井県								
19	山梨県							1.3E+2	128.0
20	長野県							9.6E+1	96.0
21	岐阜県							4.0E+0	4.0
22	静岡県							4.0E+0	4.0
23	愛知県							1.0E+1	10.0
24	三重県							4.0E+0	4.0
25	滋賀県							2.0E+0	2.0
26	京都府								
27	大阪府							4.0E+0	4.0
28	兵庫県								
29	奈良県							2.0E+0	2.0
30	和歌山県							6.0E+0	6.0
31	鳥取県							2.0E+0	2.0
32	島根県								
33	岡山県							4.0E+0	4.0
34	広島県							1.0E+1	10.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県							4.0E+0	4.0
38	愛媛県							2.0E+0	2.0
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県							4.0E+0	4.0
44	大分県								
45	宮崎県							2.0E+0	2.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国								4.4E+2	440.0